



茨城県報

第 1 7 5 5 号

平成18年 3 月13日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 1

告 示

換地計画において共同住宅区内に定められるべき宅地の指定（新線沿線整備課） 2

換地計画において集合農地区内に定められるべき宅地の指定（新線沿線整備課） 4

民生委員協議会を組織する区域の一部改正（厚生総務課） 5

民生委員の定数の一部改正（厚生総務課） 5

救急告示病院の指定（医療整備課） 5

受胎調節実地指導員の指定（子ども家庭課） 6

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更（障害福祉課） 6

保安林の指定（林業課） 6

定款変更の認可（2件）（農村計画課） 7

道路の区域の変更（2件）（道路維持課） 7

道路の供用の開始（3件）（道路維持課） 8

事業計画の変更の認可（2件）（下水道課） 9

更正換地処分の届出（土地改良事務所） 10

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課） 11

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課） 12

争議行為の予告通知の公表（労働政策課） 12

都市計画事業の施行者の名称等（都市整備課） 13

開発行為の工事完了（3件）（建築指導課） 14

軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所） 14

規 則

茨城県規則第 5 号

茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 8 年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

第 4 条中「第 5 条第 8 項」を「第 8 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「第 5 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 7 条」を「第10条」に改める。

第 7 条中「第 8 条」を「第11条」に改める。

第 8 条中「第 9 条」を「第12条」に改める。

第 9 条中「第 5 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

様式第 1 号中「第 2 条」を「第 6 条」に、「第 4 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

様式第 4 号中「第 5 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

様式第 6 号中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「第 5 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

様式第 7 号中「第 7 条」を「第10条」に改める。

様式第 9 号中「第 8 条」を「第11条」に改める。

様式第10号中「第 9 条」を「第12条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第286号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行地区内の下記の宅地を、大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第14条第 2 項の規定により、換地計画においてその宅地についての換地を共同住宅区内に定められるべき宅地として指定したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成18年 3月13日

研究学園都市計画事業

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

所 在	地番	地目	地積 (m ²)
つくば市大字島名字土橋本	895 - 1	畑	689
つくば市大字島名字本田	1079	畑	657
つくば市大字島名字本田	1089	畑	505
つくば市大字島名字本田	1089 - 1	田	115
つくば市大字島名字本田	1090	畑	466
つくば市大字島名字本田	1090 - 1	田	171
つくば市大字島名字本田	1091	畑	1,064
つくば市大字島名字中代	1190	畑	1,414
つくば市大字島名字中墓	1252 - 1	畑	519
つくば市大字島名字中墓	1255	畑	135
つくば市大字島名字中墓	1292	畑	608
つくば市大字島名字中墓	1293	畑	373
つくば市大字島名字中墓	1294	畑	737
つくば市大字島名字中代	1327 - 1	畑	501
つくば市大字島名字中代	1356 - 1	畑	451
つくば市大字島名字道場前	1644 - 1	畑	1,147
つくば市大字島名字薬師台	1729 - 1	畑	491
つくば市大字島名字諏訪窪	乙2520	山林	36
つくば市大字島名字諏訪窪	2525	畑	1,352
つくば市大字島名字諏訪窪	2535	畑	489
つくば市大字島名字八幡	2635	畑	419
つくば市大字島名字前野	乙3788	山林	89
つくば市大字島名字前野	3789 - 1	山林	37
つくば市大字島名字前野	3790 - 2	山林	48
つくば市大字島名字前野	3791 - 1	山林	18
つくば市大字島名字前野	3796 - 1	山林	1,081
つくば市大字島名字前野	3871 - 2	山林	193
つくば市大字島名字前野	3983	山林	452
つくば市大字島名字前野	3984 - 1	山林	376
つくば市大字島名字前野	3994の一部	山林	1,101.63
つくば市大字島名字根柄	4025 - 2	山林	2,303
つくば市大字島名字香取前	4436	田	2,639
つくば市大字谷田部字要害	193	田	1,672
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 16	畑	2,995
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 84	畑	1,530
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 555	畑	1,529
つくば市大字谷田部字要害	1176 - 1	山林	1,953
つくば市大字谷田部字陣場	2401 - 2の一部	山林	2,230.99

所 在	地番	地目	地積 (m ²)
つくば市大字谷田部字陣場	2405	山林	1,206
つくば市大字谷田部字陣場	2414	山林	8,753

茨城県告示第287号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行地区内の下記の宅地を、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第18条第2項の規定により、換地計画においてその宅地についての換地を集合農地区内に定められるべき宅地として指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年 3月13日

研究学園都市計画事業

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

所 在	地番	地目	地積 (m ²)
つくば市大字島名字土橋本	894	畑	1,804
つくば市大字島名字土橋本	906 - 1	畑	366
つくば市大字島名字土橋本	914 - 1	畑	1,056
つくば市大字島名字薬師	1827	畑	178
つくば市大字島名字薬師	1831	畑	327
つくば市大字島名字白合	2172	畑	519
つくば市大字島名字白合	2337	畑	624
つくば市大字島名字本田	4446 - 1	田	877
つくば市大字谷田部字真瀬向	44	田	1,411
つくば市大字谷田部字真瀬向	88 - 2	田	809
つくば市大字谷田部字真瀬向	90 - 1	田	1,300
つくば市大字谷田部字要害	110	田	1,257
つくば市大字谷田部字要害	113	田	1,976
つくば市大字谷田部字要害	125	田	1,303
つくば市大字谷田部字要害	126	田	1,705
つくば市大字谷田部字要害	891	畑	585
つくば市大字谷田部字要害	1110	田	476
つくば市大字谷田部字要害	1111	畑	485
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 11	畑	5,908
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 21	畑	4,022
つくば市大字谷田部字漆	1144 - 74	畑	962
つくば市大字谷田部字陣場	2403	畑	11,173

茨城県告示第288号

昭和35年 4月 1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成18年 3月19日から施行する。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「北茨城市北部地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

笠間市笠間地区民生委員児童委員協議会	大橋, 池野辺, 福田, 大淵, 飯田, 日沢, 石寺, 笠間, 日草場, 石井, 寺崎, 金井, 赤坂, 手越, 南吉原, 上加賀田, 北吉原, 来栖, 下市毛, 箱田, 飯合, 本戸, 福原, 稲田, 大郷戸, 片庭, 箱田大郷戸, 箱田大郷戸片庭
笠間市友部地区民生委員児童委員協議会	平町, 下加賀田, 旭町, 長兎路, 大田町, 南友部, 鯉淵, 下市原, 橋爪, 鴻巣, 随分附, 中市原, 矢野下, 五平, 柏井, 上市原, 大古山, 湯崎, 仁古田, 小原, 南小泉, 住吉, 仁古田長兎路入会地, 長兎路仁古田入会地, 住吉湯崎入会地, 友部駅前, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 八雲一丁目, 八雲二丁目, 東平一丁目, 東平二丁目, 東平三丁目, 東平四丁目, 美原一丁目, 美原二丁目, 美原三丁目, 美原四丁目
笠間市岩間地区民生委員児童委員協議会	上郷, 下郷, 泉, 市野谷, 福島, 吉岡, 土師, 押辺, 安居, 泉市野谷入会地

制定文中「北茨城市」を「北茨城市, 笠間市」に、「北茨城市担任」を「北茨城市担任, 笠間市担任」に改める。



茨城県告示第289号

平成16年 8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成18年 3月19日から施行する。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

表中笠間市の項を次のように改める。

笠 間 市	151	143	8
-------	-----	-----	---

表中友部町及び岩間町の項を削る。



茨城県告示第290号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成21年 3月12日である。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
小川町国保中央病院	東茨城郡小川町大字中延651 - 2
株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町二丁目 1番 1号
総合病院 取手協同病院	取手市本郷二丁目 1番 1号

名 称	所 在 地
医療法人社団 輝峰会 東取手病院	取手市井野字前土井246
西間木病院	取手市戸頭 1 丁目 8 番21号
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井1926
医療法人社団 宗仁会病院	取手市岡1467番地
医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896番地
医療法人 美湖会 美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地596
東京医科大学霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央三丁目20番 1 号
独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津 2 丁目 7 - 14
総合病院 土浦協同病院	土浦市真壁新町11番 7 号
医療法人 重陽会 斉藤病院	石岡市旭台一丁目17 - 26
石岡市医師会病院	石岡市大砂10528 - 25
水海道さくら病院	常総市水海道森下町4447
医療法人 江東会 存身堂病院	坂東市岩井3293
八千代病院	結城郡八千代町栗山238
友愛記念病院	古河市東牛谷707
古河赤十字病院	古河市上辺見1300 - 13
茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190

茨城県告示第291号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成18年3月6日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 浦川 恵子

住 所 茨城県ひたちなか市大字市毛663番地

茨城県告示第292号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20に規定する変更の届出があったので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所名	所在地	事業者名	事業者の主たる事務所の所在地	変更の内容	変更年月日	サービスの種類
08000300460120	りとるミントの家	龍ヶ崎市出し山町40番地	特定非営利活動法人 愛in 龍ヶ崎	龍ヶ崎市根町3321 - 12	事業所の所在地	平成18年2月23日	児童デイサービス事業

茨城県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定をする森林の所在場所

水戸市成沢町字成沢 3 - 7, 字長峰1447 - 2

2 指定の目的

公衆の保健 (兼種)

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び水戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第294号

平成18年 2 月23日付けで有ヶ池江下土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により平成18年 3 月 6 日認可した。

なお、同法第30条第 2 項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第295号

平成18年 3 月 1 日付けで里屋土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により平成18年 3 月 6 日認可した。

なお、同法第30条第 2 項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第296号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年 3 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 阿波山徳蔵線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字錫高野 字桃ヶ平863番 1 地先から 東茨城郡城里町大字錫高野 字社山760番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	280
		最大 20.6 最小 7.0	280	
	新	最大 30.0 最小 9.0		280

茨城県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山内上小瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市千田字菅田614番 2 地先から 常陸大宮市入本郷字薄場沢490番 3 地先まで	旧	メートル	メートル	460
		最大 21.2 最小 6.2	470	
	新	最大 67.2 最小 7.8		470

茨城県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長倉小舟線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市油河内字畑見沢980番 1 地先から
常陸大宮市油河内字油河内512番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月27日

茨城県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 瓜連馬渡線

- 2 供用開始の区間 那珂市菅谷字両宮3015番 9 地先から
那珂市菅谷字上宿東3110番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 3 月17日

茨城県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成18年 3 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 高萩市石滝字不動前2209番 2 地先から
日立市十王町伊師字タラメキ谷地2193番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 3 月24日

茨城県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成18年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 かすみがうら市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画下水道事業
霞ヶ浦町公共下水道
- 3 事業施行期間 自 昭和52年 1 月10日
至 平成24年 3 月31日
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 昭和52年茨城県告示第22号，昭和54年茨城県告示第1819号，昭和60年茨城県告示第563号，平成 2 年茨城県告示第406号，平成 8 年茨城県告示第667号及び平成13年茨城県告示第364号の事業地から，穴倉字長田の一部を削る。
- (2) 使用の部分 昭和52年茨城県告示第22号，昭和54年茨城県告示第1819号，昭和60年茨城県告示第563号，平成 2 年茨城県告示第406号，平成 8 年茨城県告示第667号及び平成13年茨城県告示第364号の事業地に，加茂字鍛冶屋の全部の区域並びに穴倉字金川西，字金川及び字台山並びに加茂字薬師前，字平川前，字南台，字南ノ下，字松本，字一本松，字新宮，字新宮西脇，字新宮東脇，字新宮后，字八幡，字八幡前，字八幡脇，字天地空地，字天地空地前，字天地空地地下，字兎久保，字榎本，字屋敷裏，字東ノ妻，字西の妻，字権現堂，字梶内，字御殿，字御殿后，字御殿前，字塙，字佛谷ツ，字篠山，字新屋下，字峯岸，字寺脇，字寺前，字寺後，字榎，字榎前，字榎後，字門畑，字立木入，字平後，字平，字平前，字宮脇，字広面，字西ノサキ，字長堀，字三百両，字庚申塚，字木戸，字石橋，字立木山，字原久保，字木戸臺及び字長山並びに深谷字いノ区及び字わノ区の各一部の区域を加える。

茨城県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 友部・笠間広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

友部都市計画及び笠間都市計画下水道事業

友部・笠間広域公共下水道

3 事業施行期間 平成2年 8月9日から

平成23年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和56年茨城県告示第352号，昭和57年茨城県告示第263号，昭和61年茨城県告示第347号，平成元年茨城県告示第132号，平成2年茨城県告示第1014号，平成5年茨城県告示第995号，平成7年茨城県告示第92号，平成8年茨城県告示第1069号，平成10年茨城県告示第751号及び平成12年茨城県告示第909号の事業地に，西茨城郡友部町大字大田町字水戸坂西，字水戸坂下，字水戸坂脇棚田，字久保田，字棚田，字五反田，字向山棚田，字住吉道及び字海老田淵並びに笠間市大字笠間字桜台，字田見町及び字東町並びに大字下市毛字東町並びに大字日草場字堀込の各全部の区域並びに西茨城郡友部町東平一丁目並びに大字南友部字原，字十三塚，字前ノ内，字登屋，字登り，字堂前，字田迎及び東遠原並びに大字鴻巣字前原及び字家前並びに大字大田町字大日脇，字水戸坂脇，字犬殺，字二階橋，字並松，字堂前，字堂後，字中丸，字向山，字八幡後，字二ツ塚，字中坂，字三五郎原，字古館及び字南原並びに大字平町字八幡山，字八幡下，字土橋，字原及び字大沢並びに大字橋爪字八幡下及び字古館並びに大字鯉淵字十ノ割及び十一ノ割並びに大字旭町字旭崎，字旭台，字旭平及び字西原並びに笠間市大字石井字合ノ田，字向畑，字清水，字御手洗，字卯木崎及び字稲子原並びに大字来栖字見田々及び字上坏並びに大字笠間字桜町，字花香町，字堀込，字台町，字舞台，字山居山，字物見峠，字一本松及び字堂ノ越並びに大字下市毛字常楽，字表前，字池ノ端，字向山，字大谷津及び字鍛冶倉並びに大字日草場字物見峠及び字常楽の各一部の区域を加える

茨城県告示第303号

平成18年 2月7日付け水土改指令第1号をもって認可したほ場整備事業成田郷地区の換地計画の更正については，大洗町土地改良区理事長から更正換地処分をした旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成18年 3月13日

茨城県水戸土地改良事務所長 庄 司 昭 也

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県ポータージ協会

3 代表者の氏名

谷 島 邦 雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県下妻市下妻乙337番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、発達に遅れや偏りのある子ども達やその家族を支援するために開発された「ポータージ早期教育プログラム」（以下ポータージプログラムという）を用いて、子ども達個々の状態に即した発達支援、家族支援等の事業を行い、誰もが健やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あすなる会

3 代表者の氏名

鶴 谷 慶 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県神栖市大野原中央二丁目2番28号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、就労の場の拡充及び就労支援に関する事業や生活支援など福祉の増進を図る事業等を行い、障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成18年4月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 穴塚の自然と歴史の会

（設立認証：平成15年7月18日，設立：平成15年8月1日）

3 代表者の氏名

及 川 ひろみ

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市上ノ室292番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、茨城県穴塚大池周辺地域において、人と自然との関わりの中で作り上げられた、多様な生き物を育む里山生態系と歴史や文化の保全と継承発展を図る事業を行い、地域を越えて、人と自然、人と人のより良い関係の創生に貢献することを目的とする。

~~~~~

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 小室 和久から、平成18年3月6日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事 件

賃上げ及び労働条件改善等に関する要求

## 2 日 時

平成18年3月14日（火）午前零時以降，要求書解決に至る間

## 3 施 設

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1) ナーシングホームかたくり | 水戸市河和田町4516 - 1 |
| (2) ケアハウスみと      | 水戸市酒門町4231 - 2  |
| (3) 総合病院 水戸協同病院  | 水戸市宮町3 - 2 - 7  |
| (4) 高萩協同病院       | 高萩市安良川267       |
| (5) 総合病院 土浦協同病院  | 土浦市真壁新町11 - 7   |

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (6) 総合病院 取手協同病院        | 取手市本郷 1 - 1 - 1     |
| (7) 茨城西南医療センター病院       | 猿島郡境町2190           |
| (8) なめがた地域総合病院         | 行方市井上藤井98 - 8       |
| (9) 茨城県厚生農業協同組合連合会     | 水戸市梅香 1 - 1 - 4     |
| (10) 土浦協同病院付属看護専門学校    | 石岡市大字三村字大原2440 - 27 |
| (11) 鹿島病院              | 鹿嶋市平井1129 - 2       |
| (12) 城南病院              | 水戸市城南 3 - 15 - 17   |
| (13) 城南病院付属クリニック       | 水戸市城南 3 - 15 - 8    |
| (14) 訪問看護ステーション虹       | 水戸市白梅 3 - 15 - 24   |
| (15) 水戸共立診療所           | 水戸市平須町1819          |
| (16) デイサービスセンターひらす     | 水戸市平須町1819          |
| (17) ひらす居宅介護支援事業所      | 水戸市平須町1819          |
| (18) 訪問介護ステーションコープふれあい | 水戸市堀町1147 - 125     |
| (19) あおぞら診療所           | 取手市新町 6 - 6 - 19    |

#### 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独または併用して実施する。ただし、ストに入った場合、保安委員については協定に基づき除く。

#### 5 争議をおこなう組織

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) かたくり労働組合     | 執行委員長 岡 本 智 和 |
| (2) 茨城県厚生連労働組合   | 執行委員長 櫻 井 雅 博 |
| (3) 鹿島病院職員組合     | 執行委員長 住 谷 司   |
| (4) 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 簾 内 信 行 |

~~~~~

都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業については、平成18年3月6日付関東地方整備局告示第80号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により公告する。

平成18年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業十万原新住宅市街地開発事業

2 施行者の名称

茨城県住宅供給公社

3 事務所の所在地

水戸市大町3丁目4番36号

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市北山田字西久保102番地

2 事業主の住所及び氏名

古河市北山田93 - 2

中 村 國 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市猫実字志部911番 3

2 事業主の住所及び氏名

守谷市薬師台 4 - 2 - 6 県営104 - 32

越 野 陽 一, 越 野 恵 利 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字山崎字地蔵西1575番 4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字大歩335番地 2 (大歩住宅 - 306)

野 村 真 佐 夫

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成17年12月30日以降無効とする。

平成18年 3月13日

茨城県麻生県税事務所長 石 崎 渡

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び氏名
農 業	50リットル	F 410233	6 枚	平成17年 4月14日	鉾田市野友573 長峰商店
		~		~	
		F 410238		平成18年 2月28日	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)